

〇十津川村森林づくり基本条例

平成21年3月18日条例第6号

十津川村森林づくり基本条例

十津川村は、緑深き森林と共に歩み、計り知れないほどの恩恵を受けながら生活し、伝統と文化を築き上げ、村の基幹産業である林業を支えてきた。

しかし、私たちは、森林から受ける経済的利益を第一義として価値を考えてきたが、地球温暖化防止等、森林の有する多様な機能を重視した森林づくりを行うことにより、かけがえのない森林を健全な状態で後世に継承していかなければならない。

ここに、十津川村が目指す森林づくりの理念と基本方向を明らかにし、将来にわたって豊かな森林の維持とより住みよい村づくりを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、十津川村における森林づくりに関する施策について、基本理念及びその実現を図るために基本となる事を定めることにより、超長期にわたる森林経営を目指した森林づくりに関する施策の推進を通じて将来にわたり豊かな森林を維持し、もってより住みよい村づくりを実現することを目的とする。

(森林の有する機能の高度発揮)

第2条 森林は、木材その他の林産物を供給する経済的な機能（以下「経済的機能」という。）のほか、水源のかん養、国土の保全、自然環境の保全、文化の伝承、保健休養の場の提供、教育への寄与、地球温暖化の防止、良好な景観の形成等多様な機能（以下「多様な機能」という。）を有しており、村民の生活及び経済の安定に重要な役割を果たしていることにかんがみ、将来にわたってこれらの機能が適切かつ十分に発揮されなければならない。

(林業の持続的な発展)

第3条 林業については、その経済的な側面により多くの森林が保全されていることにかんがみ、将来にわたって森林の有する経済的機能及び多様な機能が適切かつ十分に発揮されるよう、森林生態系の保全に配慮した適切な経営管理により、その持続的な発展を図らなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、第2条及び第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、十津川村に存する民有林について、森林づくり（森林を、自然的、経済的、社会的資源として持続的に利用し得るよう保全又は管理することをいう。以下同じ。）に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 村は、十津川村における森林及び林業に関する情報の提供等を通じて、村民はもとより村外の人々が基本理念に関する理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第5条 十津川村における森林づくりに関する全ての事業者は、森林づくり及びこれに関連する活動を行うにあたって、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(村民の役割)

第6条 村民は、基本理念に関する理解を深め、十津川村における森林づくりの推進に積極的な役割を果たすものとする。

(森林の有する経済的機能の高度発揮)

第7条 村は、森林の有する経済的機能の高度発揮を図るため、木材その他の林産物が村内で加工、利用されることを促進する施策を講ずるとともに、木材その他の林産物の生産に関する森林の整備促進に必要な施策を講ずるものとする。

(森林の有する多様な機能の確保)

第8条 村は、森林の有する多様な機能を確保し、その機能を総合的に向上させることを促進する施策を講ずるものとする。

2 村は、森林の有する多様な機能が特に重要と認められる森林について、村民及び森林所有者の協力を得て、多様な機能を発揮させるための支援等を行うことにより、必要な施策を講ずるものとする。

(森林生態系の保全)

第9条 村は、時代とともに希少性が増している森林生態系の重要性にかんがみ、その保全を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(適切な森林管理)

第10条 村は、将来にわたって森林の有する経済的機能及び多様な機能がより高度に発揮されるよう、森林ごとに適切な管理を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(林業の基盤整備)

第11条 村は、十津川村の森林特性を生かしつつ、林業の生産性の向上を図るため、生産基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第12条 村は、十津川村の森林において林業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、林業者の林業技術及び経営能力の向上、新たに就業しようとする者に対する林業の技術及び経営方法

の修得の促進、その他必要な施策を講ずるものとする。

(その他)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

十津川村公共建築物における“村産材”利用方針

平成24年 9月 5日制定

1 意義及び効果

(1) “村産材”利用の意義

本村は、村土の96%を森林が占めており、豊富な森林資源に恵まれているものの、過疎や長引く林業の不振から林家の山離れが進み、放置された森林が増加している状況にある。このままでは森林の有する村土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能の発揮に支障を来たすことが懸念されている。

このような現状において、村産材の生産・流通のシステムの合理化に取り組みつつ、本村が整備する公共建築物において“村産材”を利用することは、林業及び木材産業の振興を通して、本村の目指す6次産業化、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、経済の活性化、雇用の確保の実現に繋がる。このため、村は本方針に基づき、公共建築物への村産材利用を行うものとする。

(2) “村産材”利用の効果

公共建築物において村産材を利用することにより、次の効果が期待される。

①林業及び木材産業の振興への寄与

村産材の安定的な需要を直接的に創出することにより、村の目指す6次産業化、林業及び木材産業の振興に寄与する。

②循環型社会形成への貢献

木材は製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できるなど、環境にやさしい資材であり、循環型社会の形成に貢献する。

③公共空間の高質化

木材は断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有し、人々に安らぎや温もりを与えることから公共空間の高質化が図られる。

④一般建築物における村産材利用の拡大

公共建築物は、広く村民一般の利用に供されることから、多くの村民に対して、村産材の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能であり、住宅、事務所、店舗等の一般建築物への村産材の利用拡大に繋がる。

2 基本的な考え方及び目標

(1) “村産材” 利用の基本的考え方

①公共建築物のあり方

公共建築物は、村民の共通の財産であり、多くの人に長期にわたって使われるという性質から、公共施設としての機能及び利用者の利便性や安全性の確保、長寿命化、ライフサイクルコストの低減等を考慮する必要がある。

②公共建築物への木材利用の課題

公共建築物への木材利用については、木材が、その素材の性質から、構造強度、耐火性能や水分・シロアリ等に対する耐久性能の確保について課題がある。このため木材自体の不燃・難燃化、防腐処理等の耐久性向上、集成材等の木材関連技術の活用及び設計上の工夫に取り込む必要がある。

また、他の建材よりも調達に時間を要する場合や価格面で不利になる場合がある。

③公共建築物における村産材利用に向けて

村は、公共建築物の機能及び利用者の利便性や安全性の確保を前提として、公共空間の高質化など村産材利用の効果と費用とを総合的に考慮し、その利用に積極的に取り組むものとする。

(2) “村産材” 利用の目標

村は、(1) の基本的考え方を踏まえながら、以下を目標として公共建築物における村産材の利用を図るものとする。

①低層建築物における木造化

耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物の新築、改築および増築（以下「新築等」という。）にあたっては、原則として村産材を利用した木造とする。

②内装等の木質化

村は、公共建築物の新築及び改修にあたっては、多くの村民が利用する部分や木質化がふさわしい部分については、内装を原則として村産材を利用した木質化とする。また景観上特に木質化がふさわしい建築物については、原則として村産材を利用した外装を木質化とする。

③「村産材」の利用の促進

村は、整備する公共建築物において、村産材を利用するためトレーサビリティ確保・品質確保の制度の確立を図るものとする。

(3) “村産材”の適切な供給の確保

村は、公共建築物の整備の用に供する村産材の適切な供給の確保のため、次の施策に取り組むものとする。

①木材生産・流通の合理化及び技術開発の推進

村は、木材製造業者その他木材の供給に携わる者と連携し、木材生産・流通の合理化及び技術開発を推進し、村産材の安定供給・品質・性能の確保・向上、競争力のある価格の実現に努めるものとする。

②村産材、県産認証材の拡充等

村は確実な村産材利用の観点から、円滑な木材調達方法を検討するとともに、木材製造業者その他木材の供給に携わる者と連携し、村産材、県産認証材の拡充及び取扱事業者の拡大に努めるものとする。

3 一般建築物への“村産材”利用の促進

村は、一般建築物における村産材利用の促進のため、次の施策に取り組むものとする。

(1) 民間等の一般建築物における“村産材”利用の拡大

村は、村以外の者が整備する建築物において、村産材の積極的な利用を拡大するため、民間等へ要請するとともに、支援に努めるものとする。

(2) 村民等に対するPR

村は、公共建築物における村産材利用の意義等について村民等の理解が深められるよう、その取組み状況の積極的なPRに努めるものとする。

4 建築物以外への“村産材”利用の推進

村は、村産材を原材料として使用した備品及び消耗品の積極的な利用に努めるほか、公共土木工事における工作物及び工事用資材についても、可能な限り村産材を利用するものとする。

また、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入を積極的に行うものとする。

5 「村産材利用推進協議会」の設置

村は、公共建築物等における村産材利用を推進するため、村及び関係団体で組織する「村産材利用推進協議会」を設置し、公共建築物等における村産材利用の推進方策の検討、円滑な村産材供給のための連絡調整、適切な村産材利用のための助言等を行うものとする。

附則

- 1 この方針は、平成 24 年 9 月 5 日から運用する。
- 2 この方針については、施策の実施状況、効果等について把握・分析を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。